

マイナンバーカードによる 資格確認のお知らせ

当院ではマイナンバーカードによる資格確認を行う体制を整えており、受診する患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報などを取得・活用して診療を行なっております。

令和5年4月1日より、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を下記の通り、月1回に限り算定いたします。

【初診】	マイナ保険証を使用しない	6点
	マイナ保険証を使用する	2点
【再診】	マイナ保険証を使用しない	2点
	マイナ保険証を使用する	—

マイナンバーカードを保険証として使うためには、カード取得後に健康保険証としての利用申込みが必要です。

マイナンバーカードの健康保険証登録は必須ではありませんので、未登録の方は健康保険証をお持ちください。